

保険料の軽減について

下記の①から③に当てはまる被保険者の方は、保険料が軽減されます。

①均等割の軽減

世帯の所得に応じて、4段階の軽減があります。

軽減割合	所得が下記の金額以下の世帯	平成26年度の均等割額	前年度比
9割軽減	33万円かつ被保険者全員が所得0円 (年金収入のみの場合、受給額80万円以下)	5,147円	約400円増
8.5割軽減	33万円	7,720円	約600円増
5割軽減	33万円+(24万5千円×世帯の被保険者数)	25,736円	約1,900円増
2割軽減	33万円+(45万円×世帯の被保険者数)	41,177円	約3,000円増

②所得割の軽減

被保険者個人の所得で判定します。

軽減割合	所得が下記の金額以下の方
5割軽減	所得から33万円を引いた額が58万円以下の方

③被用者保険の被扶養者だった方の軽減

この制度に加入したときに被用者保険（主にサラリーマンの方が加入している健康保険）の被扶養者だった方は、所得割はかからず、均等割が9割軽減となります。

年間保険料額の例

●単身世帯の場合

年金収入	均等割軽減	所得割軽減	平成26年度	前年度比
80万円	9割	—	5,100円	400円増
153万円	8.5割	—	7,700円	600円増
168万円	8.5割	5割	15,600円	500円増
192万5千円	5割	5割	46,500円	12,600円減
203万円	2割	5割	67,400円	2,800円増
211万円	2割	5割	71,600円	6,800円減
213万円	2割	—	104,200円	7,100円減
214万円	—	—	115,600円	3,200円増

●夫婦2人世帯(ともに被保険者)で、妻の年金収入が80万円以下の場合

夫の年金収入	区分	均等割軽減	所得割軽減	平成26年度	前年度比
80万円	夫	9割	—	5,100円	400円増
	妻		—	5,100円	400円増
153万円	夫	8.5割	—	7,700円	600円増
	妻		—	7,700円	600円増
168万円	夫	8.5割	5割	15,600円	500円増
	妻		—	7,700円	600円増
211万円	夫	5割	5割	56,200円	12,700円減
	妻		—	25,700円	12,400円減
217万円	夫	5割	—	93,000円	13,000円減
	妻		—	25,700円	12,400円減
238万円	夫	2割	—	130,500円	2,200円増
	妻		—	41,100円	3,000円増
258万円	夫	2割	—	151,600円	7,500円減
	妻		—	41,100円	6,600円減
259万円	夫	—	—	162,900円	2,800円増
	妻		—	51,400円	3,700円増

☎市・市民課 42-1805

北海道後期高齢者医療広域連合 ☎011-290-5601 (札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館6階)

特集 3

お問い合わせは 市民課 ☎42-1805まで

後期高齢者医療制度

保険料率が変わりました

【対象】75歳以上の方と、65歳から74歳までの一定の障がいのある方



平成26・27年度の保険料率

被保険者の皆さんにお支払いいただく保険料は、2年ごとに定める保険料率に基づいて、決めることになっています。平成26・27年度の新しい保険料率は下記のとおりです。

均等割

(被保険者が等しく負担)

平成24・25年度
(年間) 47,709円

平成26・27年度
(年間) 51,472円

3,763円増

所得割

(被保険者の所得に応じて負担)

平成24・25年度
(年間) 10.61%

平成26・27年度
(年間) 10.52%

0.09ポイント減

賦課限度額

(1年間の保険料の上限額)

平成24・25年度
(年間) 55万円

平成26・27年度
(年間) 57万円

2万円増

均等割2割・5割軽減の範囲が拡大しました

平成25年度まで	軽減割合	所得が下記の金額以下の世帯
	5割軽減	33万円+(24万5千円×世帯主以外の被保険者数) ※単身世帯の方は該当しません
	2割軽減	33万円+(35万円×世帯の被保険者数)

平成26年度より	軽減割合	所得が下記の金額以下の世帯
	5割軽減	33万円+(24万5千円×世帯の被保険者数) ※単身世帯の方も該当になります
	2割軽減	33万円+(45万円×世帯の被保険者数)

◎保険料の計算方法(平成26年度) 保険料額は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。

均等割
【1人当りの額】
51,472円

+

所得割
【被保険者本人の所得に応じた額】
(平成25年中の所得-33万円)×10.52%

=

1年間の
保険料
(100円未満切り捨て)

※年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

平成26年度の保険料額は、7月に「保険料額決定通知書」により個別に通知します。